平成２３年（フ）第６号
山形県鶴岡市大淀川甲50番地
債務者　髙田　清彦
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第５５号
群馬県藤岡市森228番地３
債務者　岡本　　脩
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４６号
埼玉県秩父市下影森1264番地12
債務者　富田千恵美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第８５４号
神奈川県厚木市上依知40番地４シャルムＫフレール205
債務者　前田　好則
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１号
神奈川県平塚市中原３丁目５番51号
債務者　伊藤　辰昭
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３１号
神奈川県秦野市堀西632番地
債務者　藤田　昇司
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３２号
神奈川県秦野市堀西632番地
債務者　藤田　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３号
神奈川県厚木市飯山3044番地11
債務者　矢部みゆき（旧姓高津）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６９号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番２―304号
債務者　山崎　政行
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７４号
神奈川県秦野市南矢名280番地の１
債務者　植松　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７５号
神奈川県秦野市南矢名280番地の１
債務者　植松　幸枝
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６号
神奈川県小田原市蓮正寺133番地の４　エスポワール螢田301
債務者　小尾惠美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７７号
神奈川県厚木市三田44番地５
債務者　千原　和樹
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８１号
神奈川県伊勢原市白根542番地
債務者　青島　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８２号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1245番地の420　箱根マノウァールＢー14号室
債務者　川口てる子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目３番10―801号
債務者　渡邉めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８７号
神奈川県平塚市東真土２丁目13番44号コーポイーグル２　101
債務者　髙村　年春
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９２号
神奈川県小田原市鴨宮381番地の11
債務者　加藤　正徳
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部